

井上 金口地区 人・農地プラン

別紙 1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
須坂市	井上字金口地区	平成29年7月20日	令和2年3月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.5	h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.5	h a
③地区内における65才以上の農業者で後継者が不明な農業者の耕作面積の合計	2.7	h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5	h a
(備考)		

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

水田地帯、畑作等に利用されてきたが、耕作条件が悪い箇所があるため、改善をしていく。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心的経営体に集約されている。 引き続き、離農する農業者、規模縮小する農業者がいた場合は、中心的経営体に集約していく。
--

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、0.1ヘクタールとなっている。

基盤整備への取組方針

遊休農地の解消、防止を目的に、農地集積を進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

- ・当地域は水田を長ねぎ等の野菜に転換していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・山側に電気柵を設置し、獣害を防いでいるが、老朽化が心配されることから、定期的な修繕を実施していく。